

令和3年度 横浜市精神保健福祉審議会 第3回 依存症対策検討部会

日 時 : 令和4年3月16日(水)
午後5時00分～午後7時00分(予定)
会 場 : 横浜市こころの健康相談センター 会議室
We b会議形式による開催

《次 第》

1 開会

2 報告

- (1) 令和3年度の依存症対策事業実施状況について
- (2) 令和3年度の横浜市依存症関連機関連携会議の実施状況について
- (3) 医療機関を対象とするアンケート調査及び事業者を対象とする依存症対策に関するヒアリング調査の結果について
- (4) 令和4年度の依存症対策事業について

3 その他

【配布資料】

- 資料1 こころの健康相談センター等における令和3年度の依存症対策事業実施状況について
- 資料2 令和3年度横浜市依存症関連機関連携会議の実績報告及び支援者向けガイドライン(仮称)の進捗について
- 資料3 医療機関を対象とする「依存症の疑いある方の受診状況等に関するアンケート調査」結果概要
- 資料4 事業者団体等向けヒアリング調査結果概要
- 資料5 横浜市精神保健福祉審議会条例・運営要領

こころの健康相談センター等における
令和3年度の依存症対策事業実施状況について

<こころの健康相談センター及び精神保健福祉課が実施した取組>

実施月	事業・取組 【新規／継続※1】	取組詳細	対応する 重点施策※2
5月	ギャンブル等依存症家族向けセミナー【新】	5月20日 開港記念会館 参加者：30名（ご家族、支援者） 講師：黒澤医師（神奈川県立精神医療センター依存症診療科医長）	3、4、5
5月～	ギャンブル等依存症相談窓口紹介カードの配布【継】	依存症の簡易チェックリスト、相談窓口などを掲載したカードを配布し、配架を依頼。 配付先：各福祉保健センター、自助G、回復施設等	3
5～6月	公共交通における動画広告【新】	相談を勧奨する動画を作成し、公共交通機関で放映 車内広告：横浜市営地下鉄、JR横浜線、相鉄線、横浜シーサイドライン、市営バス、神奈中バス ホームドアビジョン：みなとみらい線（馬車道駅、元町・中華街駅） 掲示期間：令和3年5月4日～6月13日のうち4週間（交通機関により実施時期が異なる）	1、2、3
5月	・広報よこはま特集記事【継】 ・横浜市 Twitter からの発信【継】	・広報よこはま5月号の特集記事に、ギャンブル依存のチェックリストなどの記事を掲載。 ・横浜市 Twitter からのギャンブル等依存症啓発週間についての発信	1、2、3
6～7月	インターネットリスティング広告【継】	Yahoo! 及び Google の検索エンジンでの依存症に関連する単語で検索された際に、こころの健康相談センターを案内するインターネット広告の表示	3
8月	ゲーム障害家族向けセミナー【新】	8月26日 開港記念会館 参加者：26名（ご家族、支援者） 講師：藤田医師（横浜市立大学附属病院児童精神科外来医長） ※緊急事態宣言下であったが、感染症対策（人数制限・座席指定、手指消毒、換気等）を徹底して実施	3、4、5

実施月	事業・取組 【新規／継続※1】	取組詳細	対応する 重点施策※2
9～10月	公共交通における 動画広告【新】【再掲】	5～6月と同様、啓発動画を公共交通機関で放映。 依存症全般に関する基礎知識と相談勧奨の動画。(5～6月はギャンブル等依存症の啓発動画) 掲示期間：令和3年9月～10月のうち 4週間(交通機関により実施時期が異なる)	1、2、3
10月	横浜市依存症対策 地域支援計画策定 【新】	令和3年10月21日に記者発表、計画の公表 区役所、関係団体・機関等へ配送し、配架を依頼	—
11月	・広報よこはま特集記事【継】 ・横浜市 Twitter からの発信【継】	・広報よこはま11月号の特集記事に、「お酒との付き合い方と健康について考えてみませんか」というタイトルで相談を勧奨する記事を掲載。 ・横浜市 Twitter からのアルコール関連問題啓発週間についての発信	1、2、3
11月	リカバリースタッフ向け研修【継】	11月25日 オンラインで実施 参加者：22名(回復支援施設等のリカバリースタッフ) 講師：八巻教授(駒沢大学文学部/臨床心理士)	5
11月	アルコール依存症 家族向け夜間セミナー【継】	11月26日 18:30～19:30 開港記念会館 参加者：45名(ご家族、支援者) 講師：大石医師(誠心会 神奈川病院)	3、4、5
11～12月	公共交通・市庁舎 デジタルサイネージ、横浜市公式 Youtube における 動画広告【新】【一部再掲】	・5～6月、9～10月と同様、公共交通機関で放映。アルコール依存症に関する相談勧奨の動画。 掲示期間：11月10日から11月16日及び 12月を含む4週間(交通機関により実施時期が異なる) ・同様の動画を、市庁舎デジタルサイネージ(11/12～11/23)、横浜市公式 Youtube へも掲載。	1、2、3
12～1月	依存症対応研修 (基礎・実践編) 【継】	継続実施している支援者向けの研修を、今年度は新たに Youtube でのオンライン配信で実施。 配信期間：令和3年12月1日～令和4年1月31日 「依存症対応研修<基礎編>～本人支援を学ぶ～」 受講者(再生回数)：458回 「依存症対応研修<実践編>～家族支援を学ぶ～」 受講者(再生回数)：209回	4、6

実施月	事業・取組 【新規／継続※1】	取組詳細	対応する 重点施策※2
12～2月	インターネットリ スティング広告 【継】【再掲】	Yahoo! 及び Google の検索エンジンでの依存症に関 連する単語で検索された際に、こころの健康相談セン ターを案内するインターネット広告の表示	3
2月	依存症セルフチェ ックウェブページ の作成・公開【新】	Web 上で依存症の簡易スクリーニングテストができ るページを作成。神奈川県依存症ポータルサイトへの 誘導も含め、自己チェックから相談先の検索までで きるようにしました。 依存対象：アルコール（AUDIT）、薬物（DAST-20）、 ギャンブル等（SOGS）、インターネット（IAT） 公開日（記者発表）：2月3日	3
2月	ゲームに関する啓 発ちらしの作成・ 小中学校での配布 （教育委員会と共 同実施）【新】	家庭でのゲームとの付き合い方を子どもと話し合 い、ルール作りをするきっかけとなること、また、 ゲームによる問題がすでに起きている場合に相談に つながることを目的とした、保護者向けのちらしを 作成し、市立の小中学校で配布。 配布対象：小学4年生から中学3年生	1、3
3月(予 定)	依存症関連啓発資 材の関係機関・団 体への発送【継】	主に横浜市内の関係団体・機関・関連部署等へ、こ ころの健康相談センターで作成している広報物を発 送し、実情に応じて配架・配布を依頼。	1、2、3、 4、6
通年	減酒外来における アルコール依存症 の早期発見・早期 継続支援及び普及 啓発事業【継】	横浜市立大学への委託事業で、市民総合医療センター 内の減酒外来において、以下を実施。 (1) 専門職員を配置し、通院患者・入院患者のアセス メント、依存症治療・支援へのつなぎ (2) 民間団体との連携及び支援情報の収集と整理 (3) 地域の医療機関の医療従事者向けに専門的な医 療の知見を活かした研修、一般市民及び依存症者の家 族等向けの普及啓発	1、2、3、 4、5

実施月	事業・取組 【新規／継続※1】	取組詳細	対応する 重点施策※2														
通年	家族教室【継】	<p>月1回実施（5月、8月、11月は公開セミナーを実施【再掲】）</p> <p>延べ参加人数：173名（1月末時点）</p> <p>医療機関、民間支援団体等からの講師による講義・体験談、職員によるクラフト（年4回）</p> <p>※緊急事態宣言下も含め、感染症対策（時間短縮、手指消毒、換気等）を徹底して実施</p>	5														
通年	回復プログラム【継】	<p>全8回×2（週1回×8週間コース、月1回×8か月コース）※2コースの内容は同じ</p> <p>参加者数：13名（1月末時点）</p> <p>令和元年度までは、週1回のコースのみだったが、令和2年度から、仕事等と両立しながら通う方を想定し、月1回のコースを試行実施。</p> <p>今年度は、回復施設等のスタッフもアドバイザーとして、毎回参加。</p> <p>※緊急事態宣言下も含め、感染症対策（手指消毒、換気等）を徹底して実施</p>	5														
通年	相談件数【継】	<p>専門相談員による電話・面接での相談件数（4～1月分（速報値））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主たる依存対象</th> <th>延べ件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルコール</td> <td>304</td> </tr> <tr> <td>薬物</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>ギャンブル等</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>ゲーム</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>896</td> </tr> </tbody> </table>	主たる依存対象	延べ件数	アルコール	304	薬物	180	ギャンブル等	159	ゲーム	72	その他	181	合計	896	5
主たる依存対象	延べ件数																
アルコール	304																
薬物	180																
ギャンブル等	159																
ゲーム	72																
その他	181																
合計	896																

実施月	事業・取組 【新規／継続※1】	取組詳細	対応する 重点施策※2
随時	連携会議【継】	<p>令和3年度は5回開催予定。 49 機関・団体の参加。</p> <p>第1回：6月24日 開港記念会館+Web 講演：菱本教授（横浜市立大学医学部） 「ネットワークやガイドラインに期待すること」 講演：生田所長（踊場地域ケアプラザ） 「ケアプラザの相談現状や役割、ガイドラインに期待すること」 議題：支援者向けガイドラインの検討の進め方について</p> <p>第2回～第4回は分科会として、事例検討会を実施。 各参加者は、いずれか1回に出席可能。</p> <p>第2回：10月27日 こころの健康相談センター テーマ「緊急性の判断と専門機関につなぐタイミングを考える」</p> <p>第3回：11月1日 こころの健康相談センター テーマ「家族からの相談に応じるために支援者ができることを考える」</p> <p>第4回：11月5日 こころの健康相談センター テーマ「借金や金銭問題を抱えている人への支援を考える」</p> <p>第5回：12月14日 波止場会館+Web 議題：支援者向けガイドライン（仮称）の概要について</p>	4、5、6
その他	民間支援団体補助金【継】	<p>民間支援団体の活動を支援するため、団体が実施するミーティングや普及啓発、相談活動等の事業への補助金を交付（令和元年度開始） 交付決定数：8団体 16事業 （令和元年度：7事業、令和2年度：13事業）</p>	5

令和3年度第3回 横浜市依存症対策検討部会

令和3年度 横浜市依存症関連機関連携会議の実績報告及び 支援者向けガイドライン(仮称)の進捗について

令和4年2月15日(火)

横浜市こころの健康相談センター

横浜市依存症関連機関連携会議について

- 令和2年3月から、こころの健康相談センターを依存症相談拠点に位置づけ、包括的な支援を実施しています。
- 昨年度より、依存症対策事業の連携強化への取組の一つとして、依存症関連機関連携会議（以下、連携会議という）を開催しており、現場の意見を丁寧に伺いながら検討を進めるため、令和2年度はアルコール健康障害関連、薬物依存症関連、ギャンブル等依存症関連の3つに分けて連携会議を開催しました。
- その中で、クロスアディクションや共通する話題もあり、今年度の連携会議は依存対象ごとに限定せず、「支援者向けガイドラインの検討」を主なテーマに、合計5回開催しました。

令和3年度第1回連携会議(全体会)の実績報告

日程 開催形式	令和3年6月24日(木)午後2時から4時30分 集合形式及びWeb形式の併用
議題	ガイドラインの検討の進め方について
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・一定の水準で相談に対応できるスキルを身につけられるような内容をガイドラインに盛り込み、身近な支援者等へも配布することで、依存症の早期発見・早期支援や啓発につながることを期待できる。・支援にあたっては、支援者も一人で困らないことが重要。依存症者の背景の多様化や重複している障害等に応じて、どのように対応すればよいのか、また連携の参考となるようなポイント、社会資源の一覧等が整理されていると実践で活用できる。・本人が相談につながるまでにはかなりの時間を要する。その間、家族は大変な思いをしており、その受け止めとして支援者に何ができるのかというスタンスが大切。本人や家族の経験・意見等が反映されたガイドラインになるとよい。

令和3年度第2回・3回・4回連携会議(事例検討会)の実績報告①

第2回

日時：令和3年10月27日（水）午後2時30分～午後5時00分
事例テーマ「急性性の判断と専門機関につなぐタイミングを考える」
（有識者：神奈川県立精神医療センター 小林 桜児先生）

第3回

日時：令和3年11月1日（月）午後2時30分～午後5時00分
事例テーマ「家族からの相談に応じるために支援者ができることを考える」
（有識者：横浜市立大学医学部看護学科 松下 年子先生）

第4回

日時：令和3年11月5日（金）午後2時30分～午後5時00分
事例テーマ「借金や金銭問題を抱えている人への支援を考える」
（有識者：久里浜医療センター 松崎 尊信先生）

【開催方法】・集合形式で開催しました。

・1グループ5～7名程度で、2グループに分かれて意見交換しました。

令和3年度第2回・3回・4回連携会議（事例検討会）の実績報告②

【主な意見等】

第2回	<ul style="list-style-type: none">・こころ、からだ、他害等の状況から緊急性を判断していくことが必要。・本人との関係構築や実態把握に努めながら、いざという介入のタイミングを逃さないことが求められる。・支援者は、本人が支援につながる気持ちになるような関わりを心掛けることが大切。
第3回	<ul style="list-style-type: none">・他機関・団体との連携は大切だが、個人情報取り扱いには注意が必要。・支援者には、本人や家族がこれからの生活を具体的にイメージできるようなアプローチが求められる。その人の生き方に沿った支援を一緒に考えていくことが大切。・孤独になると依存対象に戻ってしまうので、他の楽しみや地域に出ていく等も大事。
第4回	<ul style="list-style-type: none">・関係が途切れないようにするために必要なのは、本人にとって嘘をつかなくてよい安心できる場所があること。各機関・団体もそういう居場所を目指せるとよい。・依存症と伝えることが大切なのではなく、まず何に困っているのかを聞くことが大切。・すぐに解決しないことも多々ある。時間をかけてねばり強い支援が求められる。

※テーマごとに異なる創作事例の検討を行いました。支援にあたっての心構え等についての意見は、各回ともに共通していました。

令和3年度第5回連携会議(全体会)の実績報告

日程 開催形式	令和3年12月14日(火)午後2時30分から4時30分 集合形式及びWeb形式の併用
議題	ガイドラインの構成等について
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・無理にやめさせようとしな(コントロールしない)が、情報提供をしたり本人が何とかしたいと思った時に備えていつでもサポートできるように準備しておくことが大切。・正直に話せる場や人には、信頼関係が不可欠。ガイドライン等を運用するのは人。本人や家族等とだけでなく支援者同士も含めて、信頼関係の構築が大切。・相談者の話を聞き、まずは受け止めることが必要。身近な支援者等がよく話を聞いて一緒に課題等を整理し、必要な機関につなげられるとよい。・失敗しても否定したり責めずに、励ましたりやり直してできると勇気づけるようなアプローチの工夫が必要。・他機関につないで終わりではなく、しばらく並走するなど丁寧な関りが大切。

支援者向けガイドライン(仮称)の作成状況について

【対象及び目的】

対象	主に身近な支援者
目的	身近な支援者等が支援に迷った時などに活用できる手引き 依存症の本人や家族等と接点を持つ機会のある身近な支援者から、 依存症の治療・回復支援を専門とする機関や団体へ適切につなぐ ため、また、生活困窮や多重債務、DVなど依存症に起因する様々な 生活上の課題を抱えた人を専門機関等から必要な支援者につなぐ ために、横浜市のつなぎ方ルール(約束・大切にしたいところ)を 定め、関係者間で共有すること。
基本 コンセプト	① 専門知識がなくても最低限の情報と参考にするべきデータ等で実践に 活用できるリソースを共有 ② 心構えや相談対応手順の共有 ③ つなぎ方の共有 ④ 支援のイメージの共有

支援者向けガイドライン(仮称)の構成(案)について

章	構成
はじめに	
第1章 依存症の基礎知識	<ol style="list-style-type: none">1. 依存症とは2. アルコール依存3. 薬物依存4. ギャンブル等依存5. ゲーム障害6. その他の依存
第2章 相談・支援のノウハウ	<ol style="list-style-type: none">1. 支援を進める上での基本的な心構え2. 本人への相談・支援のノウハウ3. 家族への相談・支援のノウハウ4. 緊急介入のポイント
第3章 本人と家族を支えるための支援体制と連携のポイント	<ol style="list-style-type: none">1. ケーススタディ2. 横浜市のつなぎ方ルール
資料編	<ol style="list-style-type: none">1. 連携機関・団体一覧2. スクリーニングテスト3. 依存対象別チェックシート4. 支援者向けセルフケア・チェックリスト5. 参考になる文献等

ガイドライン作成に向けたアンケート調査結果（抜粋）

【支援者向けガイドラインに掲載してほしいこと】

- 支援者向けガイドラインに掲載してほしい情報を尋ねたところ、いずれの選択肢も高い割合となっており、全ての項目に対して一定のニーズがあることがわかった。中でも、「相談を受けたときの対応方法」が最も多く74.6%、次いで「緊急介入の必要性を判断するポイント」が70.6%、「治療につなげる必要があるかどうかの判断のポイント」と「依存症の治療を行う医療機関や民間支援団体等の社会資源の一覧表」が70.3%、「支援を行う上での心構え（初期介入のポイント、周辺問題の着目等）」が70.1%となった。

ガイドラインに掲載してほしいこと（複数回答）

	割合(%)： n=354
依存症に関する基礎知識（アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症別）	68.9
治療につなげる必要があるかどうかの判断のポイント	70.3
支援を行う上での心構え（初期介入のポイント、周辺問題の着目等）	70.1
相談を受けたときの対応方法	74.6
緊急介入の必要性を判断するポイント	70.6
他機関・団体と連携して支援するためのポイント	57.1
どのような場合にどこへつなげるべきかに関する標準的なルール	69.2
依存症の支援事例や回復事例	48.6
依存症の治療を行う医療機関や民間支援団体等の社会資源の一覧表	70.3
依存症の相談があった場合に参考にできるアセスメントのポイント	54.8
依存症かどうかを確認するためのチェックリスト	48.6
依存症に関する参考文献や各種情報が掲載されたホームページのURL一覧	36.7
その他	3.1
無回答	0.6

ガイドライン作成に向けたヒアリング調査結果（抜粋）

【支援者向けガイドラインに掲載してほしいこと】

機関・団体	回答
家族会	<ul style="list-style-type: none">・家族は本人と距離を保つことの大切さ。・家族が元気にならなければ、本人は元気になれない。・病気への理解、借金等への対応、緊急性の見極め、重複障害への対応。
一般医療機関等	<ul style="list-style-type: none">・専門の相談窓口や自助グループなどの一覧。・減酒等の新しい治療法や指針など。
身近な支援機関	<ul style="list-style-type: none">・チェック項目、依存症の回復、対応例、支援の流れ、支援者の心構え。・家族への支援方法、予防的・教育的なコラム。
司法	<ul style="list-style-type: none">・自己肯定感とモチベーションを高めるためのアプローチ。・気をつけるポイントとつなぎ方。
専門相談	<ul style="list-style-type: none">・依存症の背景に潜んでいる課題等。・ステージごとに優先すべきことが確認できるツール。

次年度の連携会議について

- 令和4年度も、継続して連携会議を開催します。引き続き現場の意見を丁寧に伺いながら、参加機関・団体とのネットワークの構築を図っていきます。
- 開催にあたっては、全体会・依存対象別・テーマ別・事例検討会等、様々な形態での開催を望む声があります。開催内容に応じて、形態を工夫しながら開催していきます。
- 支援者向けガイドライン（仮称）は、令和4年度上半期中の完成を目指しています。

令和3年度連携会議 参加機関・団体一覧

		団体名等			団体名等
1	有識者	横浜市立大学医学部看護学科	25	回復支援施設	日本ダルク神奈川
2	有識者	横浜市立大学大学院医学研究科	26	回復支援施設	NPO法人ヌジュミ
3	有識者	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	27	回復支援施設	NPO法人BB 横浜市地域活動支援センターBB
4	有識者	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター	28	回復支援施設	一般社団法人ブルースター横浜
5	自助グループ	AA横浜地区メッセージ委員会	29	回復支援施設	一般社団法人HOPE
6	自助グループ	横浜断酒新生会	30	回復支援施設	NPO法人横浜依存症回復擁護ネットワーク YRC
7	家族会	横浜断酒新生会(家族会員)	31	回復支援施設	NPO法人横浜マック 横浜マック・デイケア・センター
8	自助グループ	ナルコティクスアノニマス 南関東エリア	32	回復支援施設	株式会社わくわくワーク大石
9	自助グループ	ナラノン・ファミリー・グループ	33	回復支援施設	認定NPO法人ワンデーポート
10	家族会	NPO法人横浜ひまわり家族会	34	支援機関	社会福祉法人同愛会地域活動ホームくさぶえ 都筑区基幹相談支援センター
11	自助グループ	GA(日本インフォメーション)	35	支援機関	社会福祉法人匡済会 横浜市踊場地域ケアプラザ
12	自助グループ	ギヤマノン	36	支援機関	公益社団法人総合保健医療財団 横浜市港北区生活支援センター
13	家族会	全国ギャンブル依存症家族の会 神奈川	37	支援機関	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市高次脳機能障害者支援センター
14	自助グループ	あざみ野ファミリー12ステップ	38	支援機関	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター
15	専門医療機関	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	39	行政機関	法務省 横浜保護観察所
16	専門医療機関	医療法人誠心会神奈川病院	40	行政機関	栄区福祉保健センター高年齢・障害支援課 高年齢者支援担当
17	専門医療機関	医療法人社団祐和会 大石クリニック	41	行政機関	神奈川区福祉保健センターこども家庭支援課
18	医療機関	公立大学法人横浜市立大学附属 市民総合医療センター	42	行政機関	南区福祉保健センターこども家庭支援課
19	回復支援施設	NPO法人RDP RDP横浜	43	行政機関	都筑区福祉保健センター高年齢・障害支援課 障害者支援担当
20	回復支援施設	NPO法人あんだんて 女性サポートセンターIndah	44	行政機関	鶴見区福祉保健センター高年齢・障害支援課 障害者支援担当
21	回復支援施設	NPO法人ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル	45	行政機関	戸塚区福祉保健センター高年齢・障害支援課 障害者支援担当
22	回復支援施設	NPO法人市民の会 寿アルク	46	行政機関	旭区福祉保健センター生活支援課
23	回復支援施設	NPO法人ステラポラリス	47	行政機関	中区福祉保健センター生活支援課
24	回復支援施設	ダルク ウィリングハウス	48	行政機関	横浜市南部児童相談所

医療機関を対象とする
「依存症の疑いある方の受診状況等に関するアンケート調査」結果概要

1 調査概要

(1) 調査目的

横浜市内の依存症の治療を専門としていない医療機関における、依存症の疑いのある方の受診状況や対応状況等を把握し、依存症対応にかかる医療機関間の円滑な連携に資する施策を検討するための基礎資料とすること。

(2) 調査票の種類（2種類）

- ①精神科・心療内科向け調査票（以下、「精神科・心療内科向け」）
- ②その他診療科目向け調査票（以下、「その他診療科目向け」）

(3) 調査実施の時期及び手法

令和3年10月4日（月）～10月22日（金）の3週間
郵送による配布・回収

(4) 調査対象

横浜市ホームページに掲載されている「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿（令和3年8月1日現在）」に記載されている一般診療所のうち、歯科、アレルギー科、眼科等のみを標ぼうする診療所を除く診療所、及び、病院のうち、精神科、内科、消化器科、産婦人科、脳神経外科、整形外科等を標ぼうする診療科。

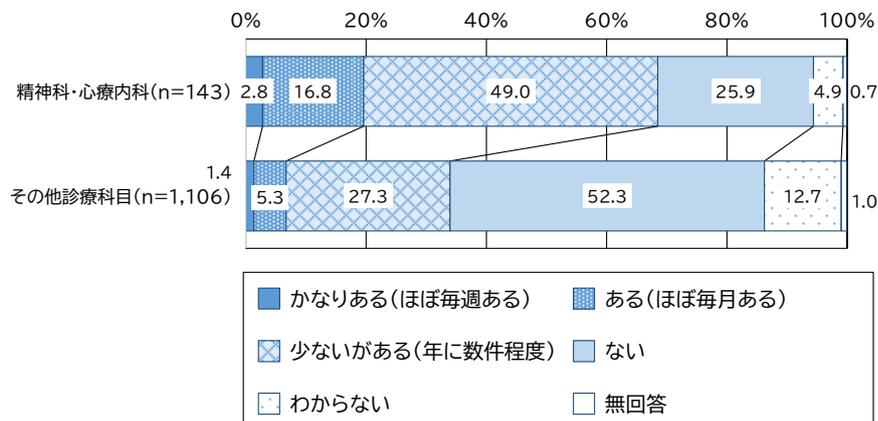
※県の調査で依存症の治療を実施していると回答した医療機関を除く。

(5) 回収状況

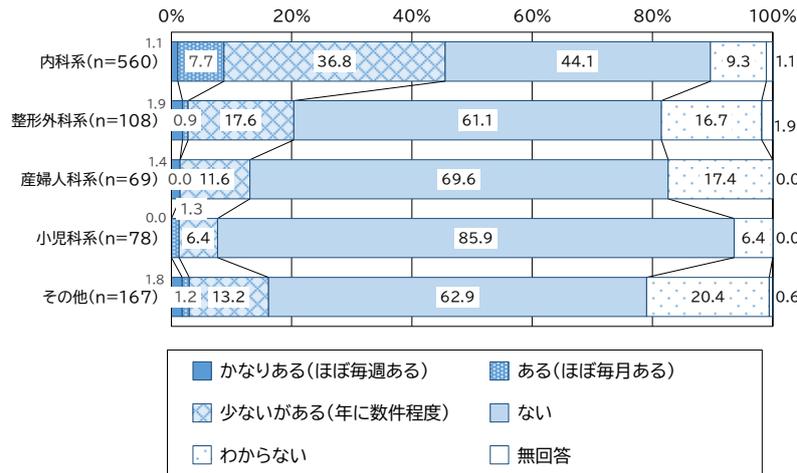
調査票の種類	A:配布数	B:配布数 (不着等返戻分除く)	C:回収数	D:回収率(%) (C/B)
①精神科・心療内科向け	320件	319件	147件	46.1%
②その他診療科目向け	2,827件	2,791件	1,117件	40.0%
合計	3,147件	3,110件	1,264件	40.6%

2 主な結果

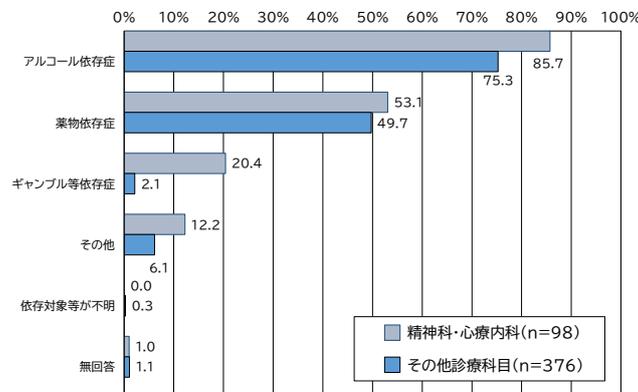
(1) 1年間における依存症が疑われる患者の来院・入院された頻度【問6】（単一回答）



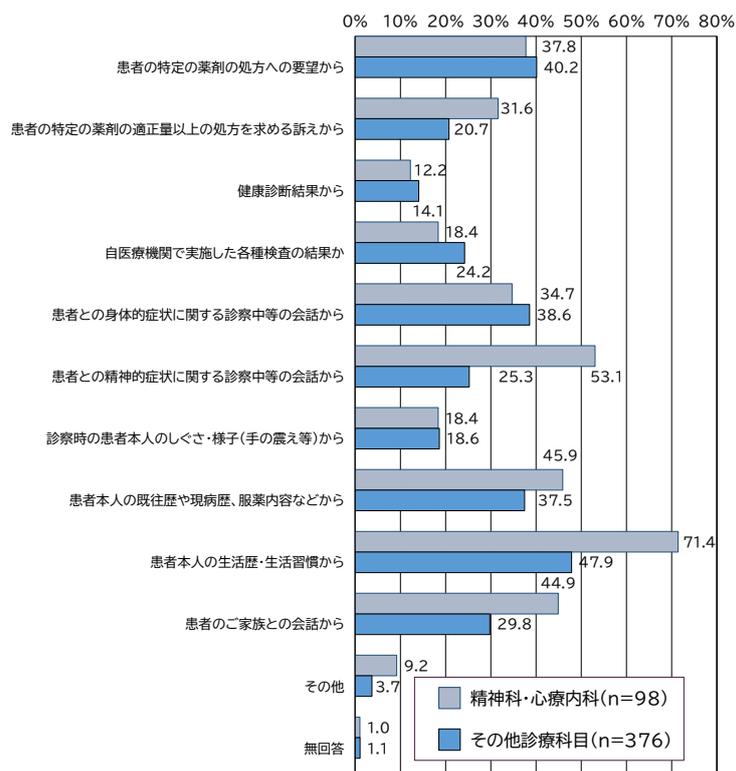
依存症が疑われる患者の来院・入院された頻度（その他診療科目向け、主要診療科目別）



(2) 当該患者における疑われる依存症の種類【問7】（複数回答）



(3) 依存症の疑いに気付いたきっかけ【問8】（複数回答）



(4) 受診した際の主訴内容【問10】(自由回答)

(精神科・心療内科向け)

中分類	小分類	件数
身体症状に関するもの	薬の要望	13
	飲酒(アルコール)	19
	消化器関連症状	2
	肝機能障害・関連症状	6
	全身症状(倦怠感、体重減少など)	8
	痛み(頭痛、身体の痛み)	0
	脳神経関連症状	2
	振戦、不随意運動、痙攣	3
	上気道・呼吸器関連症状	1
	依存物質・行動に関するもの	10
	ふらつき、めまい	1
	糖代謝異常	0
	心血管関連症状	0
	皮膚関連症状	0
外傷	0	
その他身体症状	2	
精神症状に関するもの	不眠	47
	うつ状態(抑うつ、うつ状態の訴え等)	32
	不安	19
	幻覚・幻聴	2
その他	その他精神症状	12
	問題行動等	15
	その他(情報源に関する分類)	4
	その他	2
合計		200

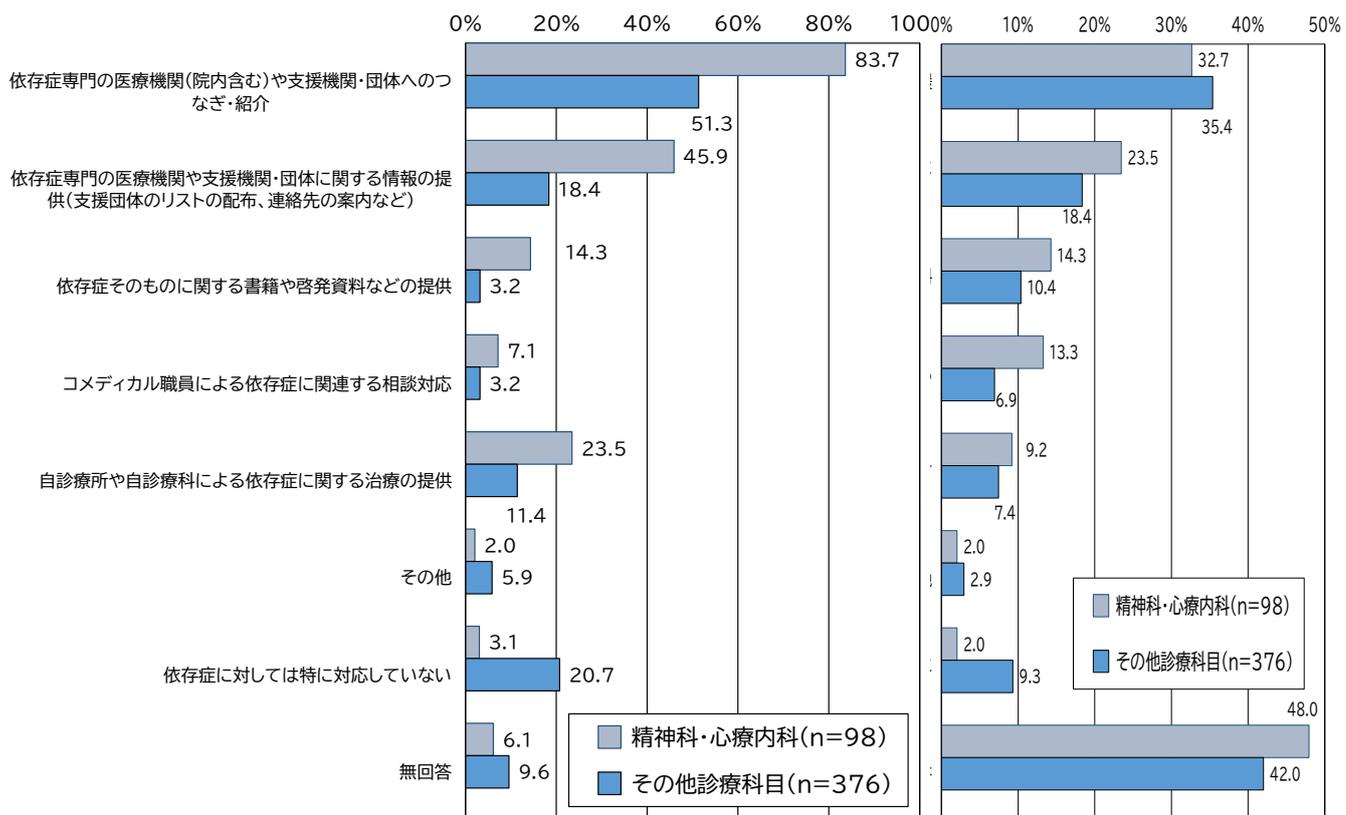
(その他診療科目向け)

中分類	小分類	件数
身体症状に関するもの	薬の要望	62
	飲酒(アルコール)	56
	消化器関連症状	52
	肝機能障害・関連症状	38
	全身症状(倦怠感、体重減少など)	36
	痛み(頭痛、身体の痛み)	29
	脳神経関連症状	27
	振戦、不随意運動、痙攣	16
	上気道・呼吸器関連症状	16
	依存物質・行動に関するもの	15
	ふらつき、めまい	14
	糖代謝異常	8
	心血管関連症状	8
	皮膚関連症状	6
外傷	5	
その他身体症状	17	
精神症状に関するもの	不眠	122
	うつ状態(抑うつ、うつ状態の訴え等)	3
	不安	25
	幻覚・幻聴	2
その他	その他精神症状	5
	問題行動等	12
	その他(情報源に関する分類)	15
	その他	4
合計		593

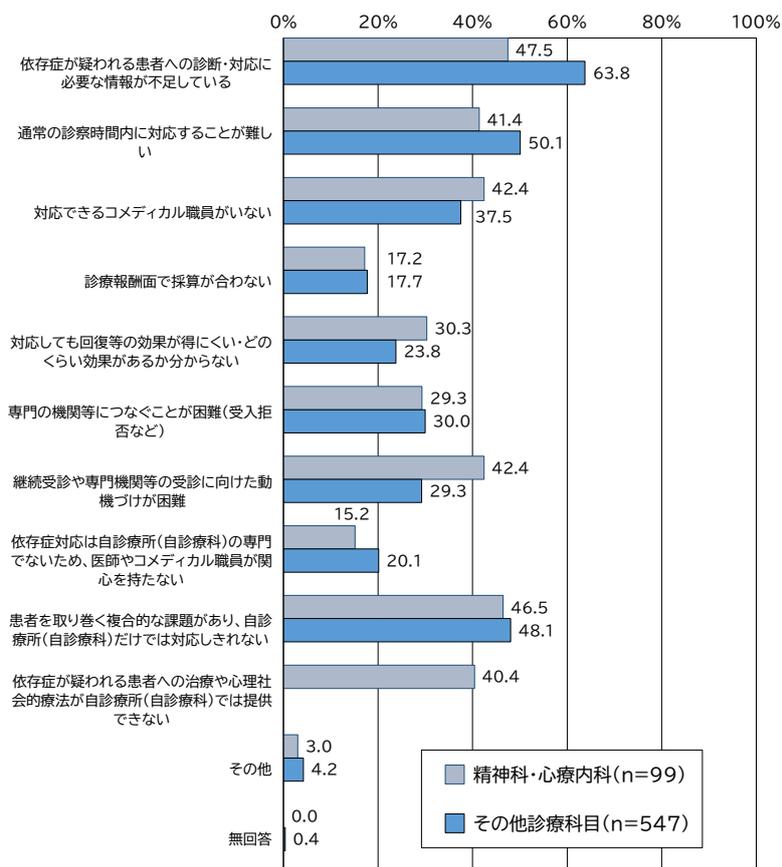
(5) 現在行っている対応、および今後実施したいと考えている対応【問11】(複数回答)

(現在行っている対応)

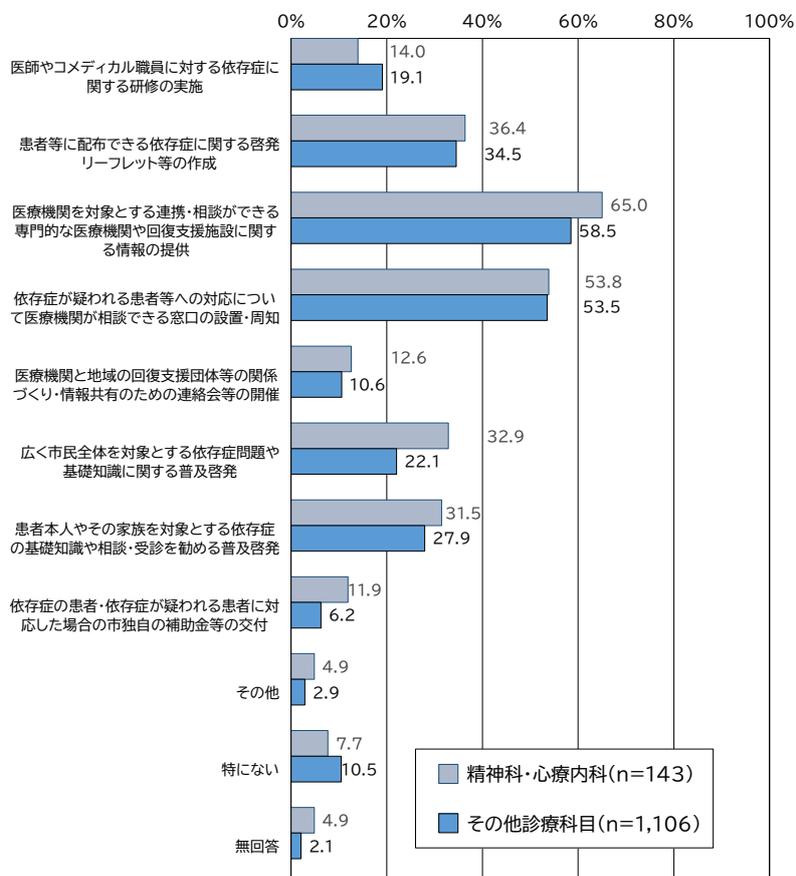
(今後実施したいと考えている対応)



(6) 依存症が疑われる患者への対応にあたり、感じる具体的な課題【問 14】（複数回答）



(7) 行政に期待する支援【問 16】（複数回答）



事業者団体等向けヒアリング調査結果概要

1 調査概要

(1) 調査目的

依存症問題の普及啓発や予防に向けた取組に関し、様々な関係団体との連携の可能性を把握することを目的として、依存対象となりうる物質や行為を取り扱う事業者団体や企業・法人を対象に実施した。

(2) ヒアリング対象

関係する依存症の種類	団体名
アルコール	神奈川県小売酒販組合連合会
	麒麟ホールディングス株式会社
薬物	日本チェーンドラッグストア協会
	一般社団法人横浜市薬剤師会
ギャンブル等	神奈川県遊技場協同組合
	日本中央競馬会
その他（ゲーム）	一般社団法人日本オンラインゲーム協会
	一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会

(3) ヒアリング調査の実施概要と聞き取り項目

ア 対象者：調査対象先団体・法人の事務局（麒麟ホールディングスは、本社関係部署）

イ 時間：1回あたり1時間から1.5時間程度

ウ 調査手法：対面あるいはリモート形式（Zoom）による聞き取り調査（一部書面と電話）

エ 調査時期：2021年10月～2022年1月

オ ヒアリング項目

○団体（法人）の概要について

・団体（法人）のご活動の内容、設立の経緯、加盟者数など

○依存症問題の普及啓発等に関する取組について

・取組の実施内容、実施の背景、連携等を行っている外部法人等、課題など

○団体（法人）の依存症問題への取組における行政との連携について

・依存症問題への取組で国や自治体と連携しているもの、今後行政と連携して実施したい取組、横浜市との連携が考えられる取組、行政と連携する上での課題など

○その他行政に対するご意見・ご要望について

2 主な結果

(1) 依存症関連問題（ゲーム障害関連問題）への取組

関係する 依存症の種類	団体名	取組内容
アルコール	神奈川県小売酒販 組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 酒類販売管理研修（20歳未満の飲酒防止） ○ 中支部における区民まつりでの啓発物品の配布
	麒麟ホールディ ングス株式会社	<掲載準備中>
薬物	日本チェーンドラ ッグストア協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 濫用の恐れのある医薬品の適正販売の遵守徹底 （原則1箱販売、複数個購入者へ販売時の声掛け、ポスター掲示等）
	一般社団法人横浜 市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校薬剤師における薬物乱用防止教室の実施 ○ 多重受診・重複処方への対応（レセプトによる処方薬情報の共有、該当者の処方について医師への確認、偽造処方箋の通報） ○ 濫用の恐れのある薬（市販薬含む）の乱用防止に向けた周知、声掛け ○ 地域住民や医療福祉系の専門職に向けた薬の適正使用に関する講演
ギャンブル等	神奈川県遊技場協 同組合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話相談機関であるリカバリーサポート・ネットワークの設立 ○ パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応ガイドラインおよび同運用マニュアルの策定 ○ パチンコ依存問題対策基本要項・パチンコ・パチスロ産業依存問題採択要綱の策定 ○ 安心パチンコ・パチスロアドバイザーの育成と各遊技場への配置 ○ 自己あるいは家族による申告プログラムの導入 ○ 依存防止対策調査チェック表に基づく各遊技場の取組の定期的な検査の実施
	日本中央競馬会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳未満の勝馬投票券の購入禁止やのめり込み抑制に向けた啓発活動、入場制限の仕組み ○ 電話・インターネット投票の購入限度額設定システムの導入 ○ ギャンブル等依存症や啓発週間に関する啓発・周知（ホームページ、SNS、ポスター） ○ ギャンブル等依存症対策の実施に向けた規程作成 ○ 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターの設置（他の公営競技団体との連携）
その他 （ゲーム）	一般社団法人日本 オンラインゲーム 協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンラインゲームにおけるトラブルを防止するための各種ガイドラインの作成 ○ ゲーム障害に関する実態調査の実施 ○ ペアレンタルコントロールの普及啓発動画の制作
	一般社団法人コン ピュータエンター テインメント協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ ペアレンタルコントロールの適切な設定や家庭でのルール作りを促す啓発の実施 ○ 業界ガイドラインの設定（未成年者の課金制限など） ○ 親子間コミュニケーションによる理解促進のためのブース出展など ○ ゲーム障害に関する実態調査の実施

(2) 取組における行政との連携状況

関係する 依存症の種類	団体名	取組内容
アルコール	神奈川県小売酒販 組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会への参画 ○ 県や業界団体と連携したポスターの作成、県作成の啓発物品の配布 ○ 20歳未満の飲酒防止や飲酒運転撲滅キャンペーンの実施 ○ 市に対し、キャンペーンの啓発物品の配布時などの支援を期待
	麒麟ホールディ ングス株式会社	<掲載準備中>
薬物	日本チェーンドラ ッグストア協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市販薬による10代の薬物濫用撲滅宣言の発出時に、厚生労働省や関係団体との意見交換を実施 ○ 本市の健康福祉局健康安全部と各種啓発ポスターの掲出や水銀体温計の回収等で協力 ○ 自治体との連携については、要請があれば検討。本市に出店する会員企業に可能な範囲での協力を打診することは可能
	一般社団法人横浜 市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康横浜21の事業として、禁煙支援薬局を認定し、禁煙相談・禁煙指導を実施。また受動喫煙防止の啓発活動を実施 ○ 学校薬剤師の派遣における教育委員会や各学校との連携 ○ 各区の健康まつり等での連携（健康相談、お薬相談など） ○ 市民の健康づくりというキーワードでの連携が可能
ギャンブル等	神奈川県遊技場協 同組合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会への参画 ○ 災害時の帰宅困難者等支援に向けた自治体との協定の締結 ○ 行政からの要望があれば、積極的に対応する姿勢（周知協力など）
	日本中央競馬会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定会議への参画 ○ 場外券売場の窓口や総合案内所への啓発グッズの設置への協力 ○ 各地域の自治体と顔と顔のつながる関係を作り、そこからできることを協力し合うスタンス ○ 行政側からの要望があったほうが動きやすい
その他 (ゲーム)	一般社団法人日本 オンラインゲーム 協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国のゲーム依存症対策関係者会議に参画 ○ 全国の消費者センターへの情報提供、相談対応、相談員向けの相談マニュアルの作成、研修講師の派遣 ○ 京都府消費生活安全センターからの相談を受け、未成年者向けの啓発漫画アプリを作成 ○ 自治体についてはぜひ連携、情報共有をしていきたい
	一般社団法人コン ピュータエンター テインメント協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民生活センターや都道府県の消費生活センターとのホットライン ○ 厚生労働省への連絡会議に参画 ○ こども霞が関見学デーにて、ペアレンタルコントロールの講習を実施 ○ 消費者庁、内閣府、総務省、文部科学省と連携し、ゲームを安心安全に楽しむためのポイントの普及啓発を実施 ○ 東京都と継続的に保護者向けリーフレットを作成 ○ 横浜市とも啓発の取組があれば協力したい

3 ヒアリング調査結果のまとめ

【各団体等における依存症等関連問題への取組】

- 今回対象とした各団体等では、いずれにおいても依存症関連問題に対する何らかの取組を実施していた。
- 特に、一次支援に位置づけられる、適正利用やのめり込み防止の推進（ゲーム関係団体における消費者問題への対応含む）に向けた普及啓発については、各団体等の取組として行われており、国や自治体といった行政と連携しているケースも多数見られた。
- ただし、依存症等関連問題への取組の内容や考え方については、各団体等の創設の経緯や所管官庁との関係性などから若干の濃淡が見られた。
- また、ギャンブル等関係団体においては、依存症の人あるいは依存症が疑われる人を対象とした相談窓口・相談機関を他の関係団体と連携して独自に設置するなど、二次支援に関する取組も行われている。

【取組を進める上での課題】

- アルコール関係団体においては、飲食店も視野に入れた関係団体等が連携した取組の必要性などを指摘する意見が聞かれた。
- 薬物関係団体においては、依存の可能性がある市販薬を複数店舗を回り購入する人に関する対応の困難さを指摘する意見が聞かれた。
- ギャンブル等関係団体においては、地域の相談支援機関と事業者団体が設置する相談窓口との相互の情報共有・紹介を望む意見が聞かれた。
- ゲーム関係団体においては、ゲーム障害の実態が十分に解明されておらず、エビデンスに基づく対応が難しいとの意見が聞かれた。
- 各団体等において今般の「依存症対策地域支援計画」の策定を含む本市の依存症問題に関する施策や市内の社会資源の認知が進んでいない様子が見受けられた。

【行政との連携状況や連携可能性】

- 各団体等においては、国や自治体と連携した取組が進められており、連携の内容としては、会議体への参画、保有する知識や情報の提供、行政による普及啓発イベント等への協力などが多く見られた。
- 消費生活センターの相談員への情報提供や研修の実施（日本オンラインゲーム協会）、行政と連携した施策の推進（横浜市薬剤師会による学校薬剤師の派遣や健康横浜 21 に盛り込まれた施策の推進）など、一歩踏み込んだ連携を進めている団体もあった。
- いずれの団体においても、一定の依存症等関連問題に関する行政との連携の余地・連携の意向を有しており、行政側から具体的な提案を行うことでさらに連携が進む可能性があるかと推察される。

【本市の施策との連携の方向性】

- 多くの団体等においては、「横浜市依存症対策地域支援計画」に位置付けられた重点施策のうち、「重点施策 1 予防のための取組」の各施策に関して、具体的な連携を進めていくことが考えられる。特に、

- (1) 総合的な依存症対策の取組

- ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供
- イ それぞれの年齢等に適した普及啓発
- ウ 大学生への啓発

- (2) アルコール依存症に特化した取組

- ア 多量飲酒等の防止（適量な飲酒）への取組
- イ 未成年飲酒防止・不適切な誘引防止の取組
- ウ 女性特有の課題に応じた不適切な飲酒の防止の取組

- (3) 薬物依存症に特化した取組

- ア 教職員等向け研修の実施

- (4) ギャンブル等依存症に特化した取組

- イ 場外券売り場などでの普及啓発

などは、すでに各団体等が独自にあるいは行政と連携して実施している取組もあり、今後、連携の可能性は高いものと考えられる。

- 横浜市薬剤師会については、「重点施策 3 相談につながるための普及啓発」における

- (3) 薬物依存症に特化した取組

- ア 重複処方の人へのお知らせ

に関する連携を進めていくことが考えられる。

○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日

条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 18 条例 8・旧第 3 条繰下)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 23 条例 50・追加)

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平 18 条例 8・旧第 5 条繰下、平 23 条例 50・旧第 6 条繰下)

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平 18 条例 8・旧第 6 条繰下、平 23 条例 50・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正、平 18 条例 8・旧第 7 条繰下、平 23 条例 50・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・旧第 8 条繰下、平 23 条例 50・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)
附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。
- 3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 令和2年3月31日 健障企4094号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成8年3月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第4条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第5条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 議事日程等
- (4) 議案に関する議事及び議決の状況
- (5) 議案及び関係資料
- (6) その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで1か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとするができる。

（部会）

第7条 条例第6条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

第8条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会の議事内容は、部会長が精神保健福祉課長に報告する。また、精神保健福祉課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。

2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。

3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第10条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第11条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第12条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第13条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第14条 条例第7条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉保健部長が行う。

(庶務)

第15条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課において処理する。

(委任)

第16条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定め、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議決を経て部会長が定める。

附 則

この要領は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。